

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【公表番号】特表2009-520766(P2009-520766A)  
 【公表日】平成21年5月28日(2009.5.28)  
 【年通号数】公開・登録公報2009-021  
 【出願番号】特願2008-546456(P2008-546456)  
 【国際特許分類】

C 0 7 D 401/12 (2006.01)

C 0 7 D 271/06 (2006.01)

C 0 7 B 61/00 (2006.01)

【F I】

C 0 7 D 401/12

C 0 7 D 271/06

C 0 7 B 61/00 3 0 0

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年1月29日(2013.1.29)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 6】

(D)次に、工程b)iii)の塩の沈殿前に溶媒の変更を行ってよい。このため、以前に使用した酢酸ブチル等の有機溶媒を蒸留して除き、塩の沈殿用の溶媒と置き換える。部分工程b)iii)に好適な溶媒として、例えばアセトン若しくはMIBK等のケトン、例えばTHF等のエーテル、例えば酢酸エチル、酢酸イソプロピル若しくは酢酸ブチル等のエステル又は例えばメタノール、エタノール若しくはイソプロパノール等のアルコールが挙げられる。好ましくは、アセトン及び/又はエタノールが用いられ、特に好ましくは前記2種の溶媒の混合物が用いられる。そして、対応する酸、例えばメタンスルホン酸塩を調製するためにはメタンスルホン酸を便宜上その1当量添加して、所望の塩を沈殿させ、直接単離することができる。

工程b)iii)の好ましい実施形態では、溶媒をアセトンとエタノールの混合物に変更後、約30~36の温度で、アセトン中の対応する酸、例えばメタンスルホン酸の溶液を工程b)ii)の生成物(=カルボニル化溶液)に種晶の存在下でゆっくり加える。懸濁液を攪拌し、沈殿生成物をろ過で単離し、アセトンで洗浄して適切な条件下で乾燥させる。